

太田市告示第 5 号

太田市放置自転車等防止条例（平成19年太田市条例第67号）の規定により自転車を撤去

し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和 7年1月14日

太田市長 穂積 昌信

1 撤去年月日 令和7年12月1日から令和7年12月31日まで

2 撤去した自転車の台数 28台

3 保管場所及び保管期間
保管場所 太田市本町58番5号
太田駅高架下第2駐輪場

保管期間 告示日から起算して4月間

4 連絡先 太田市役所市民生活部交通対策課 電話 0276-47-1826